

主要期間

2021年8月26日

出願・翻訳文		期間 (外国住所も同じ)		備考											
パリ優先 国内優先権主張		優先日から12月 (意匠・商標は6月)													
国内書面		優先日から30月													
PCTの翻訳		優先日から30月 国内書面提出日から2月													
外国語出願の 翻訳		優先日から1年4月 分割等(*1)の出願日から2月		・未提出通知の発送日から2月も可 ・(*1)分割・変更・実用新案登録に基づく特許出願(以下同)											
分割出願		補正ができるとき 特許料納付期間 & 特許前 & 審判請求前 審判請求期間		・応答期間の延長に伴い延長 ・平成19年3月31日までの出願は「補正ができるとき」のみ											
請求・証明書		当初期間 (外国住所も同じ)		延長 (外国住所も同じ)		備考									
優先権証明書		特許/実案		優先日から1年4月 国内書面提出期間後2月		未提出通知の 発送日から2月		・分割等(*1)：願書に「優先権証明書(変更を要し ないため省略する。)」と記載する							
		商標/意匠		出願から3月		2月 (経過後の延長)		・経過後の延長は商標のみ							
審査請求		出願から3年 分割等：出願日から30日も可													
新規性 例外証明書		30日						・PCT経由では、国内書面期限または 審査請求日の早い方の翌日から30日							
秘密意匠請求		出願または登録料納付と同時													
中間処理		日本住所		外国住所		備考									
		当初期間		当初期間		延長期間									
自発補正		国際特許		国内書面期限翌日 or 審査請求日以降											
		商標/意匠		査定・審決前											
		実案		出願から1月											
要約書の補 正		特許		優先日から1年4月				・国際公開かつ審査請求後は不可							
意見書		審判 請求前		特許		60日		2月 (*2)		2月+1月 (*2)		(*2)延長せずに経過した場合は、2月以内に、 2月延長可			
				商標		40日 (*3)		1月 +2月(経 過後の延 長)(*4)		3月		1月 +2月(経 過後の延 長)(*4)		・審査官に連絡+上申書で審査保留される (*3)国際商標では3月 (*4)応答期間経過後に2月延長可 応答済/延長済でも可	
				意匠		40日 (*5)		2月 (*2)		3月		2月 (*2)		(*5)国際意匠では60日	
		審判 請求後		特許		査定前と 同じ (例外的 に1月)		不可 (*6)		査定前と同 じ (例外的に1 月)		1月×3回 (*7)		(*6)庁書類に「手続書類の翻訳のため」と 記載する。 (*7)特許：対比実験データの取得が理由の 場合は1月延長可	
				商標		40日 (*5)		3月		3月		1月		・審査官に連絡+上申書で審査保留される	
				意匠		40日 (*5)		3月		3月		1月			
審判請求		特許		3月		不可		4月		不可					
		商標/意匠		3月		不可		3月		不可					
特許料 登録料		特許/意匠		30日		30日		日本住所と同じ							
		商標		30日		30日		日本住所と同じ				・更に+2月(経過後の延長)も可			
年金 更新		特許/意匠/実案		納付済年の 末日		6月		日本住所と同じ				・延長請求不要 ・延長期間は割増料必要			
		商標 (10年/5年)		納付済年の 末日		1年		日本住所と同じ							

- ・お客様(代理人)が外国でも、出願人の住所が国内であれば、日本のお客様と同じ延長しかできません。この場合は、案件の留意事項に「日本住所なので、在外者の延長不可」と赤字で書いてください。
- ・拒絶理由通知の応答期間の延長に関する運用の変更：https://www.ipo.go.jp/system/patent/shinsa/letter/kvozetu_entvou_160401.html